

令和7年度 大田市社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1 実施根拠

社会福祉法（第56条(監督)）

大田市社会福祉法人指導監査実施要綱（以下、「実施要綱」）

大田市社会福祉法人指導監査実施要領（以下、「実施要領」）

2 実施時期

令和7年8月から令和8年1月まで実施

3 一般監査（実施要綱第4条第1項、同条第2項）

法人数	実施数	文書指摘法人数	文書指摘率	文書指摘件数
14	6	6	100.0%	11

実施要領第2条(1)ア(別表)により指導監査の周期を定めている。

現状としては、設立間もない法人以外の法人に対しては、3年に1回実施している（別表中、5）

4 特別監査（実施要綱第4条第1項、第3項）

実施なし

5 指導監査の実施体制（実施要綱第10条）

地域福祉課福祉監査係職員（2名。うち1名は課長補佐）により実施

6 指導監査における留意事項（実施方針）

実施要綱第8条に基づき当該年度の指導監査実施計画を策定のうえ、特に次の事項に留意し、指導監査を実施した。

(1) 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業経営の確保

(2) 社会福祉法人の運営に係る経費の適正な執行管理

7 指導監査結果の概要

法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

各法人の改善を要する事項については、実施要綱第11条第6項の規定により、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。

8 主な指摘事項（文書による指摘。【】内の数は、指摘法人数）

①定款に記載されている事業が法人登記に記載されていないので、登記の変更をすること【1】

②定款記載の基本財産と財産目録記載の基本財産が一致していないので、整合を図ること【5】

③所轄庁の認可が必要となる定款変更については、認可を受けること【1】

④事業計画及び収支予算書について、毎会計年度開始日前日までに理事会の承認を受けること【1】

⑤評議員会の決議事項に係る「特別の利害関係」を有する評議員の存否について、事前に確認し議事録に記録すること【1】

⑥報酬等の支給基準に定める事項が定められていないので定めること【1】

⑦定款については、変更した都度、直近のものを公表すること【1】

9 その他

社会福祉法人制度に関する問合せ等については、①所轄庁に対して ②原則として電子メール（ベタ打ち、添付ファイル[書式任意。回答先明記のこと]）にてお願いします。